

# 富良野市企業振興促進条例施行規則（案）

昭和63年2月29日規則第2号

改正 平成2年1月19日規則第1号  
平成2年9月28日規則第36号  
平成6年1月27日規則第7号  
平成14年6月1日規則第20号  
平成18年7月20日規則第38号  
平成18年12月22日規則第48号  
平成26年4月1日規則第19号  
平成28年10月11日規則第82号

（目的）

第1条 この規則は、富良野市企業振興促進条例（昭和62年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例に定める用語の定義による。

（事業所の業種）

第3条 条例第2条第1号アの規則に定める業種は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる産業のうち別表1に定めるものとする。

（観光施設）

第4条 条例第2条第1号イの規則に定める施設は、次に掲げる施設をいう。

（1） 遊園地及び遊戯施設

（2） テーマパーク（特定の国の文化や時代、物語、映画などのテーマをベースに全体が演出された施設をいう。）

（3） ロケセット施設（映画、テレビドラマ等の撮影で使用された施設を観覧できる施設をいう。）

（4） 動物園

（5） 水族館

（6） 植物園

（7） 美術館

（8） 博物館

（9） 資料館

（10） スキー場

（11） ゴルフ場

（12） アイススケート場

（13） 温泉施設

（14） 展望施設（風景・景色を眺めることを目的として造られた建造物をいう。）

（15） 庭園施設（花き等が植栽された庭園や整備された庭園を観覧できる施設をいう。）

（16） 体験施設（農産物の収穫体験、牛馬への餌やり体験、乳製品の加工体験など観光要素のある体験施設をいう。）

（17） その他市長が特に認める施設

（18） 前各号のいずれかに該当する施設とともに一体的に利用される複合施設を構成する施設のうち、次に掲げる施設

- ア 宿泊施設
- イ 小売施設
- ウ 飲食施設

(補助指定の申請)

第5条 条例第3条第2項の規定による補助の指定を受けようとする事業者は、事業所等の新設又は増設に係る工事に着手する前日までに補助指定申請書(別記第1号様式)を市長に提出するものとする。

(補助指定の通知)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、富良野市企業振興促進条例適用審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審議を経て、その可否を決定し補助指定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(新たに雇用された従業員)

第7条 条例第4条第1項第3号に規定する新たに雇用された従業員とは、次の各号の全てに該当するものをいう。

- (1) 操業又は事業を開始した日の前後1年以内に雇用された者のうち、その雇用が1年を超えて継続している者(操業又は事業を開始した日の前1年以内に雇用した者の雇用期間を確認する始期は、操業又は事業を開始した日から起算するものとする。)であること。
  - (2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条の規定による労働者名簿に記載される者。ただし、市内の同一事業者内における配置換えの者、市内の他の企業等に雇用されていた者で、市内の他の企業等で雇用されていた者が出向又は派遣された者、及び代表権を持つ会社役員は含まない。
  - (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定により、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の規定による確認を受けた従業員
  - (4) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第39条第1項の確認を受けた者であること。
  - (5) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第18条第1項の確認を受けた者であること。
- 2 新たに雇用された従業員が、やむを得ない事情により雇用後1年以内に退職したとき、退職者の後任者を3月以内に雇用し、かつ、当該退職者と当該後任者の雇用期間の合計が1年を超えている場合に限り、前項第1号の要件を満たすものとみなす。

(新たに雇用された従業員に対する補助金額)

第8条 条例第4条第1項第3号の規則に定める金額は、別表2に掲げるとおりとする。

(補助金交付の申請)

第9条 条例第4条第2項の規定により補助金の交付を受けようとする指定事業者は、補助金交付申請書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、審査委員会の審議を経て、適正と認めるときは、補助金交付を決定し、補助金交付通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(補助金の減額等)

第11条 条例第2条に規定する事業所等の新設又は増設に伴い、次の各号に該当するときは、その補助金の額を減額するものとする。

(1) 国又は北海道の補助金の交付を受けている場合。ただし、地域雇用開発促成助成金は、含まないものとする。

(2) 富良野市のほかの補助金、交付金、補償費、補給費及び固定資産税等の減免を受けている場合。

(変更の承認申請)

第12条 条例第3条第2項の規定により、補助の指定の申請をした指定事業者が申請の内容を変更しようとするときは、速やかに申請内容変更承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書が提出された場合、市長は、審査委員会の審議を経て、申請内容変更承認通知書（別記第6号様式）により通知する。

(操業開始の届出)

第13条 指定事業者は、当該指定に係る事業所等の操業を開始したときは、速やかに操業開始届（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(操業休止等の届出)

第14条 指定事業者は、事業所等の操業を休止し、又は廃止したときは、速やかに操業休止・廃止届（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(援助、協力)

第15条 条例第5条の規定により便宜を図るよう努める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業所等用地の確保及び造成に関する協力
- (2) 上下水道の整備及び工業用水等の確保に関する協力
- (3) 関連道路及び排水施設の整備に関する協力
- (4) 労働力の確保及び住宅対策に関する協力
- (5) 前各号のほか、市長が必要と認める協力

(地位の承継の承認)

第16条 条例第6条の規定により指定事業者の地位の承継をしようとする者は、遅滞なく地位承継承認申請書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、地位承継承認通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

(審査委員会)

第17条 条例第8条第1項の規定による審査委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 公募委員 1人
- (3) 市の職員 2人以内

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第18条 審査委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会議の議長となり会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(審査委員会の審査事項)

第19条 審査委員会の審査する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 補助指定の適否
- (2) 申請内容変更承認の適否
- (3) 補助金交付の適否
- (4) 条例に違反した者の審査
- (5) その他審査に必要な事項

(審査委員会の会議)

第20条 審査委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

2 審査委員会の会議は、委員の半数以上の出席をもつて成立する。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査委員会の運営)

第21条 審査委員会の運営に関し、前3条に定めるもののほか必要な事項は、市長がこれを定める。

2 審査委員会の庶務は、経済部商工観光課において処理する。

(報告)

第22条 指定事業者は、条例第4条第1項に規定する交付対象期間中における各年度の決算書の写しを各事業年度の終了の日から3月以内に市長に提出しなければならない。

(準用)

第23条 この規則に定めるもののほか、補助金の執行等については、市費補助金交付規則(昭和62年規則第23号)の規定を準用する。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表1 (第3条関係)

- |    |                         |
|----|-------------------------|
| 01 | 食料品製造業                  |
| 02 | 飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く) |
| 03 | 繊維工業                    |
| 04 | 木材・木製品製造業               |
| 05 | 家具・装備品製造業               |
| 06 | パルプ・紙・紙加工品製造業           |
| 07 | 印刷・同関連業                 |
| 08 | 化学工業                    |
| 09 | 石油製品・石炭製品製造業            |
| 10 | プラスチック製品製造業             |
| 11 | ゴム製品製造業                 |
| 12 | なめし革・同製品・毛皮製造業          |
| 13 | 窯業・土石製品製造業              |
| 14 | 鉄鋼業                     |
| 15 | 非鉄金属製造業                 |

16	金属製品製造業
17	はん用機械器具製造業
18	生産用機械器具製造業
19	業務用機械器具製造業
20	電子部品・デバイス・電子回路製造業
21	電気機械器具製造業
22	情報通信機械器具製造業
23	輸送用機械器具製造業
24	その他の製造業
25	情報サービス業
26	インターネット附随サービス業
27	倉庫業
28	運輸に附帯するサービス業
29	各種商品卸売業
30	繊維・衣服等卸売業
31	飲食料品卸売業
32	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
33	機械器具卸売業
34	その他の卸売業
35	学術・開発研究機関
36	宿泊業のうち751旅館、ホテル
37	医療業
38	社会保険・社会福祉・介護事業
39	その他市長が認める業種

別表2（第8条関係）

新たに雇用された従業員の区分	補助金額	備考
市内在住の従業員	1人につき 24万円	事業所内の配置転換によるものを除く。
転入した従業員 (単身)	1人につき 30万円	事業所内の配置転換によるものを除く。転入した日は、採用した日の前3ヶ月以内とする。
転入した従業員 (家族を有する)	1人につき 36万円	同上

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。
- 2 富良野市工場誘致条例施行規則（昭和44年規則第4号）は、廃止する。

**附 則**（平成2年1月19日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成2年1月1日から適用する。

**附 則**（平成2年9月28日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行し、平成2年9月13日から適用する。

**附 則**（平成6年1月27日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

**附 則**（平成14年6月1日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年7月20日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年12月22日規則第48号）

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

**附 則**（平成26年4月1日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年10月11日規則第82号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

**附 則**（令和●年●月●日規則第●号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の富良野市企業振興促進条例施行規則第5条の規定に基づき、指定の申請を行い補助の指定を受けた者は、なお従前の例による。

補助指定申請書

年 月 日

富良野市長 様

住所  
申請者  
氏名 ⑩

富良野市企業振興促進条例に基づく補助の指定を受けたいので、同条例施行規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 立地する事業所等の名称及び所在地
- 2 立地する事業所等の種別
- 3 立地する事業所等及び償却資産の見込額
- 4 立地に要する土地の取得面積、取得価格及び取得年月日
- 5 立地する事業所等において増加する常雇の従業員数
- 6 立地する事業所等の建設着手予定年月日及び完成予定年月日
- 7 立地する事業所等の営業若しくは業務開始予定年月日
- 8 立地する事業所等の概要
- 9 企業の概要

関係書類

- 1 法人登記簿謄本及び定款（個人の場合は、市町村長の発行する身分を証する書面） 各1通
- 2 最近2期の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書 各1通
- 3 立地する事業所等の平面図、設備配置図、施設配置図及び位置図（何れも概要） 各1部
- 4 直近の市税等の納税証明書 1通
- 5 従業員名簿 1部
- 6 その他市長が必要と認める書類 必要部数

補 助 指 定 通 知 書

年 月 日

様

富良野市長

印

年 月 日付けで申請のあつた補助の指定について、下記のとおり指定対象として決定（下記の理由により指定しないことに決定）したので、富良野市企業振興促進条例施行規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 事業所等の名称及び所在地
- 2 指定の可否
- 3 指定の条件等 条例第3条の要件を満たさないときは、補助対象としない。
- 4 指定否の理由



補助金交付申請書

年 月 日

富良野市長 様

住 所  
申請者  
氏 名 印

富良野市企業振興促進条例に基づく補助金の交付を受けたいので、同条例施行規則第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 円
- 2 関係書類
  - (1) 納税を証する書類
  - (2) 常時使用している雇用者数を確認できる書類
  - (3) 市の区域の事業所等に係る固定資産の内容を記載した書類
  - (4) 当該事業所等の建築確認通知書及び検査済証の写 各1通
  - (5) 当該事業所等に係る土地売買契約書及びこれに係る領収書の写（新設の場合に限る） 各1通
  - (6) 公害関係法令の規定による届け出を要するとされている場合は、当該届出書の写 各1通
  - (7) 決算関係書類
  - (8) その他市長が必要と認める書類 必要部数



申請内容変更承認申請書

年 月 日

富良野市長 様

住 所  
申請者  
氏 名 印

富良野市企業振興促進条例施行規則第12条第1項の規定により、下記のとおり申請内容を変更したいので、その承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

申請内容変更承認通知書

年 月 日

様

富良野市長

印

年 月 日付けで申請のあつた内容の変更について、承認することに決定したので、富良野市企業振興促進条例施行規則第12条第2項の規定により通知します。

記

- 1 変更の内容 申請のとおり
- 2 承認の条件等 条例第3条の要件を満たさないときは、補助対象としない。

操 業 開 始 届

年 月 日

富良野市長 様

住 所  
申請者  
氏 名 印

富良野市企業振興促進条例施行規則第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業所等の名称及び所在地
- 2 操業開始日 年 月 日
- 3 操業開始日前1年間に新たに雇用した従業員数（正社員） 人  
このうち富良野市に住民登録がある従業員数 人
- 4 操業開始日後1年間に新たに雇用する予定従業員数（正社員） 人

操 業 休 止・廃 止 届

年 月 日

富良野市長 様

住 所  
申請者  
氏 名 印

富良野市企業振興促進条例施行規則第14条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所等の名称及び所在地

2 休止期間又は廃止年月日

休 止 期 間 年 月 日から 年 月 日まで  
廃止年月日 年 月 日

3 休止又は廃止の理由

地 位 承 継 承 認 申 請 書

年 月 日

富良野市長 様

住 所  
申請者  
氏 名 印

指定事業者の地位を承継したいので、富良野市企業振興促進条例施行規則第16条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 指定事業者の名称及び所在地
- 2 新事業所等の名称及び所在地
- 3 承継年月日及び承継の理由

関係書類

承継の事実を確認できる書類

地 位 承 継 承 認 通 知 書

年 月 日

様

富良野市長 印

年 月 日付けで申請のあった指定事業者の地位承継について、下記のとおり承認したので富良野市企業振興促進条例施行規則第16条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 指定事業者の名称及び所在地
- 2 事業所等の名称及び所在地
- 3 承継者の名称及び所在地